

円高対応緊急ファシリティ実施要領骨子
(海外事業安定化支援)

1. 借入人：中堅企業・中小企業者（[株式会社国際協力銀行業務方法書](#)に規定するもの、以下同様）、我が国の法人等が出資する外国法人等（邦銀海外現法を含む）
2. 対象案件：投資金融（資源金融を除く）の対象案件で、民間円資金の外貨への転換を誘発し為替相場の安定に資するもの。但し、大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰することのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の進出日系企業に及んでいる開発途上地域に進出している日系企業に係る案件に限る。
3. 通貨：原則米ドル又はユーロ。その他通貨については個別に検討。
4. 融資割合：融資総額全体の6割以下（中堅企業・中小企業者又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等に対する貸付（邦銀海外現法経由を含む）については7割以下）
5. 適用金利：米ドルについてはLIBORベース、ユーロについてはEURIBORベースの変動金利。その他通貨については個別に決定。原則として外国為替資金特別会計からの借入金利を適用
6. 融資承諾期限：平成25年3月末
7. 貸出実行期限：融資承諾日より2年以内
8. 償還期間：個別に決定
9. その他の融資条件：個別に決定

以 上